

管理運用方針改正案

第 86 回運用委員会	資料5
平成 26 年 10 月 23 日	

改 正 案	現 行
第 2 年金積立金の管理及び運用における資産の構成並びに管理及び運用の手法に関する事項 1. (略) 2. 管理及び運用の手法 (1) 年金積立金全体の資産構成割合 ① 資産構成割合の変更等 年金積立金（厚生年金保険及び国民年金における積立金をいう。）全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。 <u>なお、基本ポートフォリオの変更に伴い新しい基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</u> ② (略) ③ <u>機動的な運用</u> <u>経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、</u>	第 2 年金積立金の管理及び運用における資産の構成並びに管理及び運用の手法に関する事項 1. (略) 2. 管理及び運用の手法 (1) 年金積立金全体の資産構成割合 ① 資産構成割合の変更等 年金積立金（厚生年金保険及び国民年金における積立金をいう。）全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、<u>原則として、</u>その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。 ② (略)

管理運用方針改正案

改 正 案	現 行
<u>その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</u> (2) ～ (6) (略)	(2) ～ (6) (略)